

議案第61号

北上市駐車場条例の一部を改正する条例

北上市駐車場条例（平成3年北上市条例第146号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（駐車料金）</p> <p>第5条 駐車場の駐車料金は、駐車時間1時間までごとに<u>120</u>円とする。ただし、午前1時から午前7時までは、駐車時間1時間につき<u>60</u>円とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>（駐車料金）</p> <p>第5条 駐車場の駐車料金は、駐車時間1時間までごとに<u>100</u>円とする。ただし、午前1時から午前7時までは、駐車時間1時間につき<u>50</u>円とする。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の北上市駐車場条例（以下「新条例」という。）の規定による回数駐車券及び定期駐車券の発行に係る手続は、施行の前日においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、施行の日午前7時以後に出場する自動車の駐車料金の算定について適用し、同日午前7時前に出場する自動車の駐車料金の算定については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に改正前の北上市駐車場条例第12条第3項の規定により市長の承認を受けた利用料金は、新条例第12条第3項の規定により承認を受けた利用料金とみなす。

令和4年12月1日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

市民等の駐車場利用における負担を軽減し、市街地の活性化を図るため、市営駐車場の駐車料金を引き下げようとするものである。